

第2回 安城市子ども・子育て会議 会議録

■日時 令和6年10月8日(火) 午後1時30分～3時30分

■場所 安城市役所本庁舎3階 第10会議室

■出席委員(16名)

神谷明文、矢田力三、杉浦正之、鈴木三喜男、中島稔宏、野上三香子、渡邊裕子、岩瀬せつ子、神谷健二、土肥由美、成島清美、平野佳香、近藤雅明、山本由美子、遠藤昌代、沓名香奈

助言者：新井美保子

■欠席(4名)

片部美加、榊原真由美、由良宜寛、浅倉幸代

- 1 会長あいさつ
- 2 議題
 - (1) 安城市こども計画素案について・・・資料1
- 3 その他

【議題1】安城市こども計画素案について・・・資料1

資料1（第4章）について、事務局より説明

（会長）

それでは、第4章までのご質問をいただこうと思います。5章、6章はこの後、まとめて報告していただきます。

では私から「こども」の表記について質問させていただきます。「子ども・子育て会議」は漢字の「子ども」ですが、「こども計画」ではひらがなの「こども」に統一することにしたのでしょうか。どちらでも良いのですが、統一していただければありがたいと思います。あるいは法律上の方針等があるのですか。

（事務局）

素案の目次の下に注意書きがあります。本計画において、基本的にはひらがなの「こども」を使いますが、法律などで漢字の入る「子ども」を使っていたりする場合は、その通りに使用しています。こども家庭庁においても、現在はひらがなの「こども」に統一しており、このことからこの計画においては基本的にはひらがなで表記しております。

（会長）

こども家庭庁がひらがなの「こども」を推奨しているということです。それではそのように進めたいと思います。

他にご質問等、ありませんか。

（委員）

スクールカウンセラーは巡回なのか、常時配置で各学校にいらっしゃるのでしょうか。それによって不登校のケアの頻度が違ったり、不安に思われる親御さんと相談できる機会の回数が違ったりします。こどもの心や親御さんの心配は毎日変わっていくものだと思います。利用頻度や、どういう人がケアに当たってくれるのかを教えてくださいたいです。担任の先生との反りが合わなかったら担任には相談できないと思います。スクールカウンセラーから、現状でどのようなサポート体制があるのかということと、今後どのように変わっていくのかを教えてくださいたいです。

もう一点、私は元保育士で任期付き職員として働いていましたが、こどもが2人おり保育士の給料だけでは到底こどもを大学に進学させられないと判断して退職しました。現在は人と接する仕事をしていますが、若者とお話をすると、給料が安そうだから保育士にはならない、希望ではないが給料がいいから看護師になった、などという話を聞くことがあります。保育士になっても経済的な未来が見通せない若者が多いと実際に感じています。大学生と接する機会も少しありますが、希望されて大学に入っても保育士にならない人も多いと伺っています。これを踏まえて、保育士の給料アップがあり得るのかを伺いたいと思います。

（事務局）

スクールカウンセラーは現在、基本的に各中学校区に1人配置しております。また、毎日では

ありません。小学校からカウンセリングを受けている子が中学校に上がってもそのまま同じカウンセラーに相談できるようになっている点が以前とは変わっております。相談や支援等の頻度は各学校の子どもたちによって変わってきますので現時点ではっきりとした数値は出せませんが、まず相談をしたい子どもや保護者が、窓口である教頭先生に話をし調整をしていく形を取っております。基本的に中学校区ではありますが、各学校にカウンセラーが移動することになりますので、わざわざ中学校に行き相談するということはありません。

保育士の給料についてですが、公立園に勤めている保育士の給料につきましては、公務員の事務職と同じ規定に基づいて支払っておりますので、低いということはありません。また民間園に勤める保育士につきましては、公立園と同じ給料体系になるように補助金を出しておりますので、現時点では同等な体制が敷かれていると認識しております。

(委員)

資料1-2の61ページ「④アレルギー対応給食の提供」について、10年前に比べて大変多種多様なアレルギーの方がおられて人数も非常に多いのですが、私が校医をしている所では本当によく対応をしてくださっています。運ばれてきた給食の管理についても、この学校では数年前まで教頭先生が全て管理しておられたのですが、もうできないので担任が児童に対してどんなアレルギーがあるかを確認の上で配っております。しかしそれでも大変で、隣の担任、副担任も含めて配膳をしているような状況ですので、何か工夫や人の配置があるといいのではと思いついて見せていました。ご考慮いただければありがたく存じます。

(事務局)

各学校ではアレルギー対応について、教頭先生、担任や学年主任、隣の教室の担任、中学校であれば空きの先生等で二重、三重でのチェックをしております。またこれも学校によって対応が少し変わってきますが、例えばアレルギーのある子の表を教室に置いてすぐ見られるようにしていたり、献立表にチェックを入れたりしておく等の対応をしております。担任だけで対応というようなことではなく、複数の目で見ながら対応するという形を取っております。

(委員)

実際にアレルギーの方がとても増えてきているので、今後もまたそういったところを見ていただけるとありがたく、間違いがないと思います。

(会長)

72ページ「51 養育費等の相談支援」ですが、「養育費と面会交流の取決めを促すとともに、公正証書等による養育費に関する取決めを行う者に対し給付金を支給します」とあります。「公正証書等」の「等」の中に、調停あるいは裁判などは入っているのですか。

(事務局)

調停における一部費用についても、補助を出しております。

(会長)

調停にも補助を出すのであれば、それも書いてはどうでしょうか。調停で養育費、面会交流が決まることもしばしばありますので、せっかく書いていただくなら「公正証書、調停等による」のほうが分かりやすいかと思っております。

(事務局)

わかりました、ありがとうございます。

(会長)

他にご質問いかがでしょうか。ないようですので、第5章、第6章の説明をお願いします。

資料1（第5章、第6章）について、事務局より説明

(会長)

ただいまの事務局からの説明について、ご質問などはありますか。

(委員)

新規事業について質問です。資料1-2の80ページ「15子育て世帯訪問支援事業」では「ヤングケアラー等がいる家庭の居宅」と書いてあるのですが、これは相談したいと自己申告すると訪問があるのでしょうか。同様に「16児童育成支援拠点事業」の「養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して」というのも、また「17親子関係形成支援事業」でも悩みのある方が自己申告するのでしょうか。18、19に関しても保育所等に通所していない方は市で把握されていて支援ができるのか。どういった方が対象で支援やサービスが提供されるのかが理解できなかつたので、もう少し詳しくご説明いただけたらと思います。

(事務局)

80ページからの「15子育て世帯訪問支援事業」、「16児童育成支援拠点事業」それから「17親子関係形成支援事業」につきましては、保護者からのご相談もそうですが、関係機関からの情報等もありますので、そういった情報等を踏まえながら支援が必要かどうかを検討させていただいて、支援につなげる事業であります。当然、実際に保護者からのご相談ということもありますので、ご相談を聞きながらどういった支援が必要かと一緒に考えながらつなげていく事業になります。

「18こども誰でも通園制度」について、保育所等に通所している未就園児はこちらで把握ができておりますので、人口から差し引くことで通所していない0歳6か月から2歳の未就園児を把握できると考えております。

(会長)

ヤングケアラーはどうやって把握していくのですか。

(事務局)

ヤングケアラーにつきましては、医療機関や学校、関係機関からの情報をもとに支援につなげるということもありますし、国の動きとしても、来年度から実態調査を毎年行っていくようにと全国に通知を出しております。支援につなげるための実態調査ということですので、そういった調査からまた来年度以降、ヤングケアラーの把握ができると思っております。

(委員)

資料1-2の79ページ「14産後ケア事業」で、私もかなり昔ですが、産後すぐに訪問していただいた記憶があります。それをリニューアルして、産後1年未満のお母さんと赤ちゃんの産後ケア、そこに短期入所型、通所型、居宅訪問型という形での新規なのでしょうか。

また、84ページ「19妊婦等包括相談支援事業」の新規は、「妊婦やその配偶者に対して面談を行い」とありますが、妊娠された方は基本的に全員対象となるということでしょうか。

(事務局)

まず産後ケアにつきましては、令和2年から制度化されたもので、安城市として令和2年から短期入所型と通所型を開始しております。その後、令和4年度からは短時間型を実施して、この令和6年度からは訪問型のプランを用意させていただき、利用者のニーズ等に応じてサービスの提供を見直したりしております。

妊婦等包括相談支援事業につきましては、これまで令和6年度までは伴走型相談支援という位置付けでしたが、令和7年度以降制度化され、妊婦等包括相談支援事業という位置付けになってきます。その中で妊娠期の妊娠届け出から支援を開始して、妊娠後期にあたってはアンケートを実施したり、出産後についてはあかちゃん訪問を実施したり、その後も継続して伴走型支援を実施しています。

(委員)

子育て世帯訪問支援事業も産後ケア事業も、居宅訪問型ということはその分の人材を確保しなければいけないと思います。どのような方が訪問するのか、専門職の方なのか、支援が欲しいと言っている人にきちんと行き届くような人材の確保ができるのでしょうか。どういった人が行くのかを伺いたいです。

(事務局)

「15子育て世帯訪問支援事業」の訪問人員は、ヘルパー資格を持った方や市が定めた研修を受講された方等を訪問支援員として定めております。

実際に安城市では今年度から子育て世代訪問支援事業を開始していますが、民間事業者は10月にプラス3社、社協と合わせて合計7社が入っており、実際に支援が必要なご家庭に行き届くように充実させたところでございます。なお、10月から新規で参入した1業者は、「産後ドゥーラ」と呼ばれる家事や育児支援に加えて相談等で母親支援ができるような方を県内で初めて導入をした業者です。

産後ケアについては、基本的には助産師の資格を持った方が支援をしています。指導ができることが大切ですので、助産師資格のある方、市内の医療機関や助産所、また市外の協力医療機関等にも協力をいただいて実施をしているところです。

(委員)

ヤングケアラーについて、例えば医療機関でそれらしき方を疑った場合は、どのようにどこへつながって支援をしていただけるのか、具体的なことを教えていただけますか。

(事務局)

医療機関や学校などの関係機関からヤングケアラーだと思われるご家庭や子どもさんがいるという情報がありましたら、子育て支援課、今は子ども家庭センターも兼ねておりますけれども、こちらにご連絡をいただきます。実際に関係機関にもお話を聞きながら、ヤングケアラーかどうかをまず調査する必要があります。実際にヤングケアラーに当てはまるかどうかという判断も非常に難しいところがありますので、子ども家庭センター、子育て支援課の職員が必要に応じて出向いて、ご家庭や親御さんの状況を聞いたりしながら支援が必要かどうかの判断をまいります。

(委員)

このヤングケアラーに対しての調査は中学生までですか。

(事務局)

来年度から、国から毎年調査をするという通知が来ており、どの学年を調査するのか、時期はいつ頃にするのかなどの詳細についてはこれから検討するところでございますので、今の段階では未定ということになります。

(委員)

安城市の高等専修学校のことでお話をさせていただきます。私立高校の授業料補助や奨学金の支給をいただいている生徒もおりますが、授業料の補助の対象に専修学校は入っているのでしょうか。ヤングケアラーは高校生にもいると思います。生活が破綻してしまい、学校を辞めざるを得ない生徒たちも実際にいます。そうなった場合に、私立高校においても、実際に細かい状況は市でないとわからない。市に相談すれば、民生委員などいろいろな地域の協力があるのではないかと思います。高校生になると手薄になり、そのまま放置されてしまう生徒たちもいるのではないかと懸念しています。また、碧南市の方が奨学金が高いようですので、安城市でも少し上げていただけないかと思っています。

また、資料1-2の46ページの保育士に関してです。中学生までは就職に関してはっきり見えてこない部分があると思います。高校生になりますと、職業に対しての方向性も見えてきますので、保育に対する仕事に関して中学校だけではなく高校にもアプローチがあると、安城市の園への就職を考慮する方向になるのではないかと思います。せっかく私立の高校、公立の高校が安城市にもたくさんありますので、良い働きかけができると思います。

(会長)

「こども」の定義は18歳未満ですか。

(事務局)

「こども」は何歳までという定義がなく、こども基本法上は発達過程にある人は全てこどもと定義しているので、支援が必要な方は何歳になっても「こども」とこの計画上は言っています。この計画上の支援の対象としては、基本的に39歳までを目途としております。

(会長)

そうすると、高校生に対する支援は当然ですね。

(委員)

安城市に通っている高校生も多くいますので、安城市で就職したい、安城市に来たい、安城市で税金を落としたいなどと考える生徒たちも出てくるかと思います。そういう意味でも、ぜひ高校生にも色々なサポートをしていただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

(会長)

他にご質問はありませんか。

それではこの議題1「安城市こども計画素案について」了承いただける方は挙手をお願いします。

<挙手多数>

(会長)

議題1は了承されました。

以上で、本日の議題は終了となります。続きまして新井様より総括的なご助言をいただきたいと思っております。

(助言者)

本日もさまざまなご意見やご説明をありがとうございました。とても良い方向に向かっているものの、実現が大変なことです。しかしこれが一步一步「こどもまんなか社会」をつくっていく過程なのだと思います。そしてこの計画をお聞きすればするほど、幅広い年齢層、幅広い状況下にあるお子さんたち、ご家族を支援していくための計画なんだということを感じました。

これはこどもの視点に基づいて、こどもたちがどう幸せになっていくのか、より良い生き方ができるのか、その視点からの計画です。こどもたちは安城市の宝であり、安城市をつくっていく未来の大事な人材です。この計画を頑張って推進していただきたい。これからより具体的になっていくと思っています。本日委員の皆さまからそれぞれのお立場で質問を出していただいたことが、より具体的に問題を考えていく手立てになったと思います。今後とも引き続き、気づかれたこと、ご自身の身近なことを話題にしながら質問していただけるとありがたいと思います。

こども自身が、「こどもまんなか社会になった」と感じるのとは一体どういう状況なのだろうかと思いました。その時々、また調査をされて報告されていくことになるとは思いますが、こどもにとって「嬉しい」「良かった」「活躍できて嬉しかった」と思えることがとても大事だろうと思います。こどもたちがそれぞれのところで「ここに通って嬉しい」「こんな活動ができて嬉しい」と思えるように努力をしていくというのは共通認識だと思います。

その中でこどもたちが不満や不安などを感じた時に、それが言えるか、誰に言うのか。こども自身が言えない部分をこどもに代わって行政や専門機関につなげていく、あるいは市役所にもっとこうして欲しいとこどもを代弁して言える大人が周りには必要だろうとも感じます。日頃から身近にいる園の先生方、学校の先生方、あるいはカウンセラーや保健室などさまざまな先生方がいらっしゃいます。その方々はこどもの代弁者であり、こどもが幸せになるための責任を負っていると思います。言っていかなければこどもまんなか社会には近づいていけないと思うので、皆の力で良くなっていけるといいと思います。

カウンセラー、スクールソーシャルワーカーが中学校区にいらっしゃるということですが、数は足りているのか。保育現場でのカウンセラー、スクールソーシャルワーカーはどうなっているのか、公立園また私立園、保育園、幼稚園、こども園がありますので、配置はどうなっているのかを考えないといけないと感じました。

62ページ、障がいのあるお子さんへの支援の話が出ました。アレルギーの話もたくさん出ていましたが、今医療的ケア児も保育現場では入ってくるようになっていきます。例えば医療的ケア児への対応は誰がやるのか、小学校、中学校であればどうなるのか。特別支援学校であればいいですが、例えば一般の学校が引き受けるのかどうか。就学前であれば幼稚園、保育園、こども園で受け入れるのかどうか。受け入れてくださいという方針が国から来ていると思うのですが、一般の保育者、保育士や教員では難しいと思います。痰の吸引があったり、体調を崩しやすかったり疲れも出やすかったりするお子さんもいらっしゃいます。色々な配慮が必要となると、そういうお子さんたちへの対応はどうしていったらいいのか。例えば各園にひとりずつ看護師さんが配置されていくのか、それは無理なのか、それについても今後対応を考えていかなければならないのではと感じました。

総じて、人材は確保できるのかという不安を感じています。先ほどもお家への訪問の話も出ましたが、それぞれの部署で、あるいは計画でその適任者が必要にはなってくるし、では専門家だけでできるのか。先ほど民間事業者という話もありましたが、そちらともタイアップしてやって

いかなければならないだろうと思います。専門家や民間事業者、あるいは民生委員・児童委員をはじめ地域住民の方なども含めて、こどもまんなか社会で住みやすい安城市にしていくためには、安城市をあげての取組だろうと感じたところです。この先、広報にも頑張ってください、住みやすい安城市にするために皆で取り組んでいこうという姿勢の醸成が必要なのだと感じました。

29ページに安全に暮らせる環境づくりのこともありました。今、ネット環境のことなどもあり、詐欺の被害や闇バイトにこどもたちが巻き込まれていくこともあり得ます。これから先、どんな犯罪が起きてくるかわかりませんが、例えば中学校、高校への出張出前講座などで、こどもたちに対して注意をしていく、守っていく、そんな対策も必要だと感じました。

さまざまなご計画をしていただけることに期待しながら、この会議の皆でそれを支えていければと思っております。以上です。

(会長)

ありがとうございました。それでは事務局からお願いします。

■その他-----

(事務局)

神谷会長ありがとうございました。長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。委員の皆さまから何もなければその他として、事務局から今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。

パワーポイントの最終ページのスケジュールをご覧ください。本日が10月の会議となります。次回12月10日に行う第3回の会議では、本日いただいた意見と今後行う市での最終調整の結果を反映したものをお示しします。その後パブリックコメントにかけてその意見を踏まえて最終案を作成し、2月18日の第4回の会議でお示しします。パワーポイントの資料では会議が3月になっていますが、2月に修正させていただきます。以上でスケジュールの説明を終わります。

次回の会議は令和6年12月10日火曜日、午後1時30分からとなっておりますのでご予約をお願いします。会議開催の2週間前までには、また改めてご案内をさせていただきますのでよろしくをお願いします。

それではこれもちまして、第2回安城市子ども・子育て会議を終了します。長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。お帰りの際は交通安全に十分お気を付けてください。